

統合小学校整備事業

入札説明書（案）

令和8年5月

多 気 町

# 目 次

第 1 入札説明書（案）の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 本事業の目的	2
2 事業名称	2
3 事業実施場所	2
4 本事業の対象施設	3
5 本施設の管理者の名称	3
6 事業の対象範囲	3
7 事業方式	3
8 事業期間	4
9 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	4
10 遵守すべき法令	4
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件等	5
1 入札参加者の構成等	5
2 業務実施企業の参加資格要件	5
3 入札参加者の制限	6
4 参加資格要件の確認基準日	7
5 入札参加者の変更	7
6 その他留意事項	7
第 4 募集及び選定スケジュール	8
1 募集及び選定方法	8
2 募集選定スケジュール（予定）	8
第 5 入札手続等	9
1 担当窓口	9
2 入札に関する手続等	9
3 入札に関する留意事項	10
4 予定価格	11
第 6 入札及び提案審査に関する書類の審査	12
1 多気地域統合小学校整備事業 事業者選定委員会	12
2 事業者選定委員会の委員構成	12
3 審査方法	12

4 審査項目等	12
<b>第7 提案に関する条件</b>	<b>13</b>
1 立地条件等	13
2 施設の設計、施工、工事監理等の提案に関する条件	14
3 業務の委託	14
4 モニタリングに係る費用負担	14
5 土地の使用	14
<b>第8 契約に関する事項</b>	<b>15</b>
1 契約手続き	15
2 契約の枠組み	15
3 契約金額	15
4 契約保証金	15
<b>第9 提出書類</b>	<b>16</b>
1 入札時の提出書類	16
<b>第10 その他</b>	<b>16</b>
1 契約の目的が達成できない場合の措置	16
2 具体的な手続き	16

## 第1 入札説明書（案）の位置づけ

この入札説明書（案）は、多気町（以下「本町」という。）が設計・施工一括発注方式により実施することを予定している多気地域統合小学校整備事業（以下「本事業」という。）について、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するために、公表するものである。

また、この入札説明書（案）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、多気町会計規則（平成 18 年規則第 38 号）のほか、本町が発注する調達契約に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項の案を明らかにするものである。

なお、この入札説明書（案）は、入札公告を行う前に、事業の公平性および透明性を確保しつつ、事業概要をあらかじめ周知することで、民間事業者の本事業への参画を促すものである。入札説明書（案）の内容については、質問や対話により民間事業者の意向を反映し、修正することがある。

この入札説明書（案）では、入札公告時に公表する予定である以下の資料と入札説明書をあわせて「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

### 1 設計・施工請負契約書（案）：

本事業の実施に関する契約（以下「設計・施工請負契約」という。）の内容を示すもの

### 2 要求水準書（添付資料を含む。）：

本町が事業者に要求する具体的な設計、建設及び工事監理のサービス水準を示すもの

### 3 落札者決定基準：

入札参加者から提出された提案書類を評価する基準を示すもの

### 4 様式集：

資格審査、入札及び提案審査に関する書類の様式並びに作成要領を示すもの

## 第2 事業の目的及び内容

### 1 本事業の目的

本町は、三重県のほぼ中央、伊勢平野の南端部に位置し、松阪市に近接している。町の北部には櫛田川の流れに沿った肥沃な農地が形成され、稲作や畑作が盛んである。対して南部は緑豊かな山間部で、里山の自然景観が残っている。また、伊勢自動車道や紀勢自動車道のインターチェンジ、JR 紀勢本線「多気駅」を備え、松阪市や伊勢市へのアクセスが良好であり、生活利便性の高いまちである。

令和7年3月に策定した「第3期多気町総合戦略（以下「総合戦略」という。）」では、将来像を「つながる力ふれあう心共につくる“ええまち”多気町」とし、本町で育まれた多気力を活かし、人口減少の歯止めと地域経済の活性化に取り組んでいる。また、総合戦略では7つの基本理念を掲げており、本町の豊かな自然や、伊勢いも、柿などの豊富な食材、高校生レストランを生み出した若者の夢を実現する土壌を活かしたまちづくりに尽力している。

多気地域の小学校統合については、令和5年6月に策定した「多気地域小学校統合にあたっての基本的方針（以下「基本的方針」という。）」に基づき統合小学校整備を行うこととしている。基本的方針では、統合対象校を多気地域すべての小学校（津田、相可、佐奈、外城田）とし、教育機会の均等を図るために学校統合することとしている。

こうした背景から、令和7年3月に策定した「多気地域統合小学校建設 基本構想・基本計画（以下「基本構想・基本計画」という）」は、令和13年度の供用開始を目指す新たな統合小学校を整備するにあたり、その理念や施設整備のコンセプト、必要な諸室やスペースといった施設整備に関わる基本的な事項、方針等を示し、今後の設計の指針となる基本的な考え方、方向性を定めた。

本事業は、基本的方針、基本構想及び基本計画を踏まえ、その内容を効果的かつ効率的に実現し、将来を担う子どもたちの教育環境の充実を図り、町にとっても魅力ある施設を整備することを目的とする。

また、設計・施工・工事監理業務を一括発注する本事業の特性を十分に踏まえ、より効率的・効果的な施設整備を実現するため、各業務を行う企業は相互に協力して業務を遂行することとする。

### 2 事業名称

多気地域統合小学校整備事業

### 3 事業実施場所

#### 1) 事業用地

所在地：三重県多気郡多気町相可 1877-4

#### 2) 敷地面積（公簿面積）

66,273 m<sup>2</sup>

#### 4 本事業の対象施設

本事業で対象とする施設は、以下の①から⑤までに掲げる施設（以下、これらを総称して「本施設」という。）とする。

- ① 校舎棟
- ② 屋内運動場
- ③ 屋外施設（大屋根（大庇）、日除け屋根（グラウンド）、東屋等）
- ④ グラウンド等
- ⑤ 外構（校門、植栽、駐車場・駐輪場、フェンス、外周道路等）

#### 5 本施設の管理者の名称

多気町長 筒井 尚之

#### 6 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

##### 1) 設計関連業務

- ① 事前調査業務（必要に応じて現況測量、地盤調査、土壌調査及び振動測定等）
- ② 設計業務
- ③ 近隣対応業務
- ④ 電波障害調査業務
- ⑤ 本事業に伴う各種申請等の業務
- ⑥ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

##### 2) 施工関連業務

- ① 施工業務
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務（施工業務と一体的に実施するもの）
- ③ 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む）
- ④ 電波障害対策業務
- ⑤ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

##### 3) 工事監理関連業務

- ① 工事監理業務
- ② その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

#### 7 事業方式

本事業は、本町が事業者と締結する設計・施工請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・施工等の業務を一括で行う設計・施工一括発注方式（DB：Design Build）により実施する。

## 8 事業期間

本事業の事業期間は、設計・施工請負契約の契約締結日より令和13年3月31日までとする。  
また、事業スケジュールは、以下のとおりとする。

設計・施工請負契約の契約期間	契約締結日～令和13年3月31日
事業期間	契約締結日～令和13年3月31日
設計・施工期間	契約締結日～令和12年9月30日
開校準備期間（完成見学会、 学校使用説明会含む）	令和12年10月1日～令和13年3月31日
運用開始日	令和13年4月1日

## 9 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

### ① モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本町でモニタリングを行う。

### ② モニタリングの時期

本町が行うモニタリングは、事業期間を通じて常に実施する。

### ③ モニタリングの方法

モニタリングは、本町が提示した方法に従って本町が実施する。事業者は、本町からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

### ④ モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本町から事業者に対して支払われる請負代金額の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

## 10 遵守すべき法令

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書を参照すること。

### 第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件等

#### 1 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、複数の企業で構成されるグループで参加することとする。入札参加者は、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。
- ② 入札参加者は、特定建設工事共同企業体（甲型又は乙型）を結成するものとし、特定建設工事共同企業体協定を締結し、当該協定書の写しを提出すること。なお、特定建設工事共同企業体の各構成員は、設計・施工請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。
- ③ 入札参加者は、設計関連業務を行う者（以下「設計企業」という。）、施工関連業務を行う者（以下「施工企業」という。）、工事監理関連業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）により構成される。
- ④ 甲型の場合、代表企業は、特定建設工事共同企業体の全構成員中最大の出資者であること。
- ⑤ 入札参加手続きは必ず代表企業が行うこと。

#### 2 業務実施企業の参加資格要件

設計企業、施工企業、工事監理企業は、それぞれ①、②、③の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、施工関連業務と工事監理関連業務は、同一者又は資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。

※「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。（以下同じ）

##### ① 設計関連業務を行う者

設計企業は、以下に示すaからcまでの要件を全て満たすこと。なお、設計関連業務を複数の設計企業で実施する場合は、a及びbの要件については全ての企業がいずれにも該当し、cの要件は少なくとも1者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に、官公庁が発注した延べ面積5,000㎡以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の学校校舎の基本設計業務及び実施設計業務を完了した実績を有していること。

##### ② 施工関連業務を行う者

施工企業は、以下に示すaからeまでの要件を全て満たすこと。なお、施工関連業務を複数の建設企業で実施する場合は、aからcの要件については全ての企業がいずれにも該当し、d及びeの要件は少なくとも1者が該当すること。

- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿の建築一式工事、電気工事又は管工事に登録されていること。
- c. 三重県内に、本店、支店又は本町との契約について委任を受けた営業所を有すること。
- d. 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、官公庁が発注した延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の公共施設の工事を完了した実績を有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- e. 建築一式工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が 1,500 点以上であること。なお、参加資格要件の確認基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。

③ 工事監理関連業務を行う者

工事監理企業は、以下に示す a から c までの要件を全て満たすこと。なお、工事監理関連業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、a 及び b の要件については全ての企業がいずれにも該当し、c の要件は少なくとも 1 者が該当すること。

- a. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本町の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- c. 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、官公庁が発注した延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上（増築又は改築の場合は、増築又は改築部分の面積に限る。）の学校校舎の工事監理業務を完了した実績を有していること。

### 3 入札参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ③ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- ④ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て又は通告、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- ⑤ 資格審査に関する書類の受付締切から事業者の選定が終了するまでの期間に、本町から入札参加資格停止の措置を受けている者。

- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上を出資しているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
  - ・ 株式会社 建設技術研究所
  - ・ シリウス総合法律事務所
  - ・ 竹澤建築設計工房
- ⑧ 最近 1 年間に於いて法人税、事業税、消費税、地方税を滞納している者。
- ⑨ 入札参加者のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。
- ⑩ 多気町暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 22 日条例第 4 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

#### 4 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、資格審査に関する書類の受付締切日とする。ただし、資格審査に関する書類の提出期限後、落札者を決定する日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、設計・施工請負契約の契約締結日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、設計・施工請負契約を締結しないこととする。

#### 5 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業については、資格・能力等の面で支障がないと本町が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

#### 6 その他留意事項

本事業の実施にあたり、本町に主たる営業所を置く企業（以下「町内企業」という。）が入札参加者として本事業に加わる等、町内企業を積極的に活用されたい。

落札者は、以下の①の要件を満たすよう、本事業を実施しなければならない。工事完成時に①の要件を満たすことができない場合、本町は、契約金額の 5% から実際の活用率を減じた割合を乗じて得た額に相当する額の違約金を落札者から徴収する。なお、町内企業の活用率は、次の式により算出する。

##### 【算定式】

$$\text{町内企業の活用率} = \{ (\text{町内企業への一次・二次下請金額} + \text{町内企業への建築資機材発注金額}) \div (\text{契約金額}) \} \times 100$$

※町内企業への一次・二次下請金額：多気町内に本社又は本店を置く企業への発注額

※町内企業への建築資機材発注金額：多気町内の工場又は営業所から調達する場合の発注額

- ① 本事業の契約金額（変更契約があった場合は、変更後の契約金額とする）の5%以上の金額を町内企業に対し、一次・二次下請け契約及び建築資機材発注すること。ただし、町内企業が代表企業又は構成企業となる場合は、その町内企業が実施する業務内容に応じた額を、上記算定式の「町内企業への一次・二次下請金額+町内企業への建築資機材発注金額」に加えるものとする。

## 第4 募集及び選定スケジュール

### 1 募集及び選定方法

本事業は、本施設の整備について、効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力等と、事業実施における経済性を総合的に評価し、選定することが必要である。

そこで、事業者の選定に当たっては、入札価格に加え、本町の要求するサービス水準との適合性及び業務の遂行能力や提案内容等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

### 2 募集選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定に関するスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	内 容
令和8年5月26日	入札説明書（案）及び要求水準書（案）の公表
令和8年6月2日	入札説明書（案）及び要求水準書（案）に関する質問受付締切
令和8年6月中旬	入札説明書（案）及び要求水準書（案）に関する質問・回答の公表
令和8年7月上旬	入札の公告及び入札説明書等の公表
令和8年7月中旬	入札説明書等に関する説明会
令和8年7月中旬	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和8年8月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和8年8月上旬	入札説明書等に関する個別対話の受付締切
令和8年8月下旬	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和8年9月上旬	入札説明書等に関する個別対話の結果公表
令和8年9月上旬	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和8年9月下旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和8年10月中旬	資格審査書類の受付締切
令和8年11月下旬	入札書類及び提案書類の受付締切
令和9年2月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング・開札等
令和9年3月中旬	落札者の決定、仮契約の締結及び公表
令和9年4月	本契約の締結（多気町議会の議決）

## 第5 入札手続等

### 1 担当窓口

入札手続に関する本町の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

多気町 教育委員会事務局 学校統合室 学校統合係  
住 所：〒519-2181 三重県多気郡多気町相可 1587-1  
電 話：0598-38-1121  
E-mail：tougou@town.mie-taki.lg.jp

### 2 入札に関する手続等

#### (1) 入札説明書（案）及び要求水準書（案）に関する質問の受付及び回答

入札説明書（案）及び要求水準書（案）に関する質問を、次のとおり受け付ける。質問への回答については、本町ホームページで公表する。

- ① 受付期間：入札説明書（案）公表の日から令和8年6月2日（火）正午まで
- ② 受付方法：別紙「入札説明書（案）及び要求水準書（案）に関する質問書」に記入の上、上記「第5の1」に記載されている担当窓口にて、原則としてEメールにより提出すること。
- ③ 回答公表：令和8年6月中旬に本町ホームページにおいて公表する予定である。

#### (2) 入札公告及び入札説明書等の公表

本町は、本事業を設計・施工一括発注方式により実施する場合には、入札公告を行い、入札説明書等を公表する。本町は、入札公告時に入札説明書等において基準価格を公表する。

入札公告の後、内容等に関する質疑応答を行う期間を設ける。質疑応答の方法については、入札説明書等において提示する。

#### (3) 資格審査に関する書類の受付

本町は、本事業の入札参加者に、本事業に関する資格審査に必要な書類の提出を求め、資格審査の結果を入札参加者に通知する。

なお、提出時期、提出方法、提出書類の詳細等については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

#### (4) 提案審査に関する書類の受付

本町は、資格審査に関する書類を提出した者のうち、資格審査の結果について入札参加資格確認通知を受け取った者に対し、入札説明書等に基づき入札書類及び提案書類の提出を求める。

なお、提出時期、提出方法、提出書類の詳細等については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

#### (5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本町は、提案審査に関する提出書類を提出した者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施を求める。

なお、実施時期及び実施方法に関する詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

### 3 入札に関する留意事項

#### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案審査に関する提出書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

#### (2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

#### (3) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (4) 著作権

入札参加者が提出した提案書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、提案書類の全部又は一部を、本町は無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本町が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的に使用しないものとする。

#### (5) 特許権等

提案の中で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本の法令に基づいて保護される権利の対象となっている工事材料や施工方法、維持管理方法等を使用する場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者自身が負うものとする。

#### (6) 提出書類の取扱い

提出された書類について、変更及び返却はできない。

#### (7) 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用できない。

#### (8) 入札の無効又は失格に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

- ① 入札説明書に示した、入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した書類
- ② 事業名及び入札価格の記載のない書類
- ③ 入札参加者氏名及び押印のない又は判然としない書類

- ④ 事業名に誤りのある書類
- ⑤ 入札価格の記載が不明確な書類
- ⑥ 入札価格を訂正した書類
- ⑦ 虚偽の記載がある書類
- ⑧ 1つの入札について、同一の者が提出した2つ以上の書類
- ⑨ 受付期限までに到達しなかった書類
- ⑩ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した書類

(9) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

#### 4 基準価格

入札の上限額となる基準価格は、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

## 第6 提出書類の審査

### 1 統合小学校整備事業に係る事業者選定委員会

事業者の選定にあたり、本町に学識経験者等で構成する統合小学校整備事業に係る事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を設置する。事業者選定委員会は、落札者決定基準等、事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

### 2 事業者選定委員会の委員構成

事業者選定委員会の委員構成については、委員と入札参加者との間に利害関係が生じたり、入札参加者から委員への故意（不正行為目的）の接触を防止するため、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

なお、入札参加者は、事業者選定委員会の委員に対し、直接又は間接を問わず、選定過程に影響を及ぼすおそれのある接触、働きかけ、情報提供、質問、贈答その他一切の行為を行ってはならない。

### 3 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い資格審査と提案審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本町が落札者を決定する。

### 4 審査項目等

審査項目等は、入札公告時に公表する入札説明書等において提示する。

## 第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 立地条件等

事業用地の前提条件は、次のとおりである。

項目		内容
所在地		三重県多気郡多気町相可 1877-4
敷地面積		66,273 m <sup>2</sup>
地域地区等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区域区分非設定区域（非線引き）</li> <li>・特定用途制限地域（天啓公園周辺地区）</li> <li>・風致地区</li> </ul>
非 設 定 区 域 区 分	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火地域	防火地域・準防火地域指定なし、建築基準法第 22 条区域内
	高度地区	指定なし
	隣地斜線制限	20m＋勾配 1.5
	道路斜線制限	勾配 1.5
日影規制		制限を受ける建築物 ⇒ 高さが 10m 以上の建築物が対象 測定水平面 ⇒ 4m 日影時間 敷地境界線からの水平距離が 10m 以内 ⇒ 4 時間 敷地境界線からの水平距離が 10m 超 ⇒ 2.5 時間
森林法		適用あり
農地法		適用なし
農業振興地域の整備に関する法律		適用なし
接道状況	道路	認定道路の幅員
	北側道路	5.0m（予定）
	西側道路	4.25～6.05m
災害区域等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域：想定区域外</li> <li>・土石流：想定区域外</li> <li>・急傾斜地の崩壊：想定区域外</li> </ul>
インフラ		<b>【上下水道】</b> ・上水道管は候補地内に通っており、今後、本町にて敷設替えの予定 ・下水道管は候補地が下水道の流域エリアに該当していないため、今後、本町にて追加敷設の予定 <b>【ガス】</b> ・候補地周辺は LPG によるガス供給

## 2 施設の設計、施工、工事監理等の提案に関する条件

施設の設計、施工、工事監理等の提案に関する条件は、「第2の6事業の対象範囲」及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、提案書類を作成するものとする。

## 3 業務の委託

事業者は、事前に本町の承諾を得た場合を除き、入札参加者以外の者に、設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務の全部又は一部を、委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本町の承諾を得ることなく、委託又は請負先を変更することはできない。本町は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託や請負は全て事業者が責任をもって行うものとし、事業者やその受託者が発生させた第三者の責めに帰すべき一切の事由については、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

## 4 モニタリングに係る費用負担

本町が実施するモニタリングに係る費用は、本町が負担するものとする（事業者側に発生する費用を除く）。

## 5 土地の使用

本事業の事業用地は本町の町有地であり、事業者は、工事着手予定日から本施設の引渡し日までの期間、施工関連業務等の遂行に必要な範囲で、本町が所有する事業用地を無償で使用できる。

## 第8 契約に関する事項

### 1 契約手続き

#### (1) 契約の条件

落札者と本町は、速やかに仮契約の締結を行う。また、本契約には多気町議会の議決を要するため、当該仮契約は、多気町議会でこの仮契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となる。ただし、本町は、当該議案が多気町議会で議決されなかった場合、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

#### (2) 契約の解除

落札者決定後、設計・施工請負契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が「第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件等」に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがある、又は仮契約を締結しているときはこれを解除することがある。

#### (3) 契約の不調

落札者の責めに帰すべき事由により、落札者が仮契約を締結しないときは、本町は、落札者の落札価格並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

### 2 契約の枠組み

#### (1) 締結時期

仮契約 令和9年3月  
本契約の締結（多気町議会の議決） 令和9年4月

#### (2) 設計・施工請負契約の概要

事業者が本町を相手方として締結する設計・施工請負契約は、設計・施工請負契約書（案）によるものとし、設計・施工請負契約書（案）の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

設計・施工請負契約は、本町の提示内容、事業者の提案内容及び設計・施工請負契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき設計関連業務、施工関連業務及び工事監理関連業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

### 3 契約金額

契約金額は、落札者の入札額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に、当該入札額中の消費税等課税対象額に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。

### 4 契約保証金

設計・施工請負契約書（案）に基づくものとする。

## 第9 提出書類

### 1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、様式集「資格審査」及び様式集「提案審査」を参照すること。

## 第10 その他

### 1 契約の目的が達成できない場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合など契約の目的が達成できない場合には、次のとおり契約解消の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の債務不履行その他事業者側の事情により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者の契約の不履行その他事業者側の事情により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本町は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、本町は、設計・施工請負契約を解約することができる。
- ② 事業者が契約の履行を拒絶した場合、又は事業者の契約履行が不能と認められ、その他契約に基づく事業の継続的履行が見込めない等契約の目的を達成できない場合、本町は設計・施工請負契約を解除することができる。
- ③ 前2号により設計・施工請負契約が解約された場合、事業者は、本町に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 本町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本町の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、設計・施工請負契約を解約することができる。
- ② 前号により設計・施工請負契約が解約された場合、本町は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により契約の目的が達成できない場合

不可抗力、法令変更その他本町又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本町及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本町又は事業者は、設計・施工請負契約を解約することができる。

### 2 具体的な手続き

前項に定める業務の継続が困難となった場合その他契約の目的が達成できない場合の契約解消に係る具体的な手続は、契約に定める。